

『たなべ景観づくり協定制度』

とは？

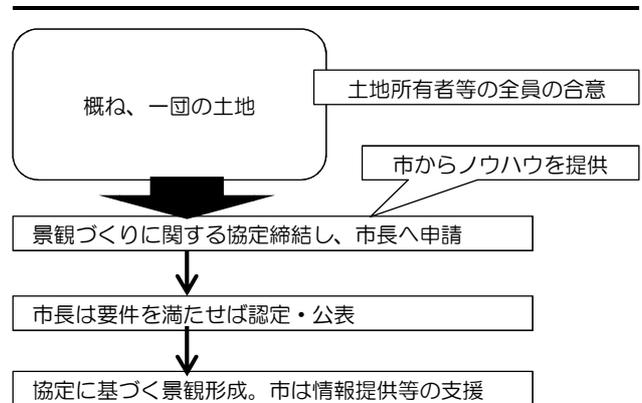
住民による自主的な協定です。

住民の皆さんで景観づくりに関するルールを柔軟にきめ細かく定め、住民相互で協定を結び、協力しながら運用します。

景観づくりの第一歩になります。

景観法に基づく景観協定よりも緩やかで導入しやすいため、住民参画による取り組みの第一歩になります。市では、協定の認定、公表、情報提供等の支援をします。

制度のイメージ



制度の内容

①たなべ景観づくり協定の内容

○概ね一団の土地所有者等は、当該土地における良好な景観の形成に関する協定を締結し、市長の認定を受けることができます。
《条件》

- ・土地所有者等とは？：当該土地の所有者、借地権者、及び、当該区域内で景観づくり活動を行う者、景観づくり活動を行おうとする者。
- ・協定に必要な同意：上記の全員の同意

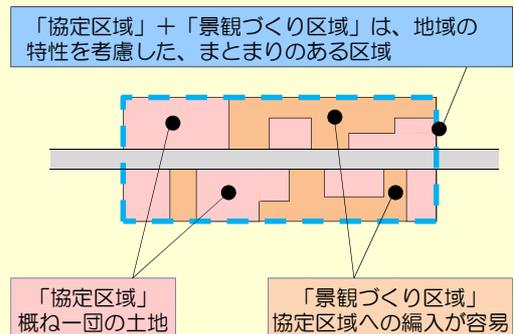
○協定の内容として次のことを定めます。

- ・基礎的な事項：対象となる区域（「協定区域」）協定締結者協定の有効期間。
- ・良好な景観形成のための必要な事項。

○協定区域と一体的に良好な景観の形成を行うべき区域を「景観づくり区域」として定めることができ、簡略な手続きで同区域を協定区域に編入することが可能です。

②たなべ景観づくり協定に係る支援

- 市長が、協定を認定又は変更した後に公表します。
- 協定の締結やその後の活動に関して、市は情報の提供、助言その他の支援を行います。



こうした場合に活用すると有効です！

『景観づくりをスタートさせたい！』

住民の方々が自主的に柔軟なルールを定めることができ、地域が協働で取り組む最初の景観づくりとして実施しやすい制度です。

『地域の個性を活かした景観をつくりたい！』

たなべ景観づくり協定によって景観を構成する建築物や樹木、屋外広告物などのきめ細かなルールを定めることができ、地域の個性を活かした統一した景観が生まれます。

『地域の取り組みを広くPRしたい！』

良好な景観の保全・創出に取り組んでいる地域の活動を広く県内にPRすることで住民の方々のモチベーションが高まり、地域の活動を活発にすることができます。

看板や建物の様式デザインを統一して歴史的な街並を創ろう！



地域の活動を広く知ってもらい、やる気を高めよう！

